

個人住民税特別徴収の推進について

個人住民税の特別徴収は、事業主（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて納入する制度です。

納税者個人へのメリットも多く、道及び町では当制度のさらなる推進に向けて取り組んでいます。

▶ 納税者個人のメリット

- ・納期が12回（12か月）となるので、1回あたりに納める額の負担が軽減されます。（普通徴収の場合は年4回の納期）
- ・納税者個人が金融機関などへ出向く必要がなく、事務手続きのほとんどが町と勤務先の事業者で行われるため、納税者個人の負担が軽減されます。
- ・年度途中で退職した場合でも、次のような選択が可能です。

《退職した翌月以降の残った税額分について》

- (1)退職金や給与から一括で納める
- (2)普通徴収（納付書、口座引落）で納める
（1月1日以降に退職の場合は、原則(1)の方法で納めることになります。）

▶ 事業者の具体的な手続き

① 給与支払報告書の提出

毎年1月31日までに、従業員が居住する市町村へ提出することになっています（この提出時に「普通徴収」という区分で提出されない場合には、原則次年度は特別徴収で行うものとして受理します）。

② 特別徴収税額決定通知

提出された給与支払報告書や個人が行った確定申告などをもとに、町で計算した年税額と月割額をお知らせします。6月の給与から特別徴収を開始します。
（所得税の源泉徴収と異なり、住民税は町で税額計算し事業者へ通知します。）

③ 納期限は特別徴収をした月の翌月10日です

④ その他の手続き

《年度途中で退職、休職者があった場合》

指定の様式により異動届を提出します。提出された届出書に基づき町で特別徴収税額を更正し、事業者へ通知します。

《年度途中で新規採用者などで新たに特別徴収を開始したい場合》

指定の様式により異動届（開始届）を提出します。提出された届出書に基づき町で特別徴収税額を決定し、事業者へ通知します。

【問合せ先】役場税務係 ☎76-8011



10月10日に開催された令和5年第5回町議会臨時会で次の案件が審議されました。

- 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（原案同意）
人権擁護委員である藤川和信氏（栄町2丁目）、保井千恵子氏（東3線南6番地）の任期が、令和6年3月31日をもって満了となることから、両氏を引き続き推薦するため、議会の意見を求めるものです。
- 被表彰者の選定諮問について（原案承認）
本町発展に寄与された個人の表彰を行うべく、長沼町表彰条例第4条第2項の規定により、議会に諮問するものです。
- 令和4年度長沼町一般会計等歳入歳出決算認定について（決算特別委員会審査結果報告）（原案認定）
第3回定例会で決算特別委員会へ付託された、長沼町一般会計、長沼町国民健康保険特別会計、長沼町後期高齢者医療保険特別会計、長沼町介護保険特別会計、長沼町立介護療養型老人保健施設事業特別会計、長沼町下水道事業特別会計、長沼町集落排水事業特別会計、町立長沼病院事業会計の令和4年度歳入歳出決算は、認定されました。
- 長沼町教育委員会委員の任命について（任命同意）
長沼町教育委員会委員である井形和代氏（東4線北9号976番地）の任期が本年9月30日をもって満了となることから、後任に、桃野千恵子氏（西4線北7番地）を任命するため、議会の同意を求めるものです。
- 長沼町北長沼スキー場条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）
北長沼スキー場の管理運営を行うにあたり、将来において安心・安全な施設運営のために必要な点検等の経費を確保するため、スキーリフト使用料について改正を行うものです。

119番の通報は落ち着いて正確に！

消防では、皆さんに消防業務の理解を深め、防火・防災意識を高めてもらうことを目的に、毎年11月9日を「119番の日」と定めています。119番は、火災・救急・救助などで一刻を争う緊急時に使用する電話です。次の5つのポイントに注意し、落ち着いて正確に通報しましょう。

● 5つのポイント

- ① 火事と救急の区別をはっきりと
- ② 住所・氏名は正しく、詳しく伝える
- ③ 何が（だれが）どうしたかを正確にわかりやすく伝える
- ④ 通報者の名前、電話番号を明らかにする
- ⑤ 通報後は現場の近くで安全な場所にいること
（再確認する場合があるため）

● 携帯電話からの通報について

ここ数年増加している携帯電話などからの119番通報では、通報地点と異なる近隣地域の消防本部につながる場合があります。この場合は、通報地点を管轄する消防へ転送されますが、通報内容について再確認する場合があります。通報時には、現在地と通報電話番号を正確に伝えるとともに、通報後はしばらくの間、携帯電話などの電源を切らないようにしてください。

● 問合せ先 南空知消防組合長沼支署 ☎88-2819

病院照会 *24時間受付

・南空知消防組合長沼支署

☎88-2819

・救急医療情報案内センター

☎0120-20-8699

携帯電話・PHSから

☎011-221-8699

インターネットから



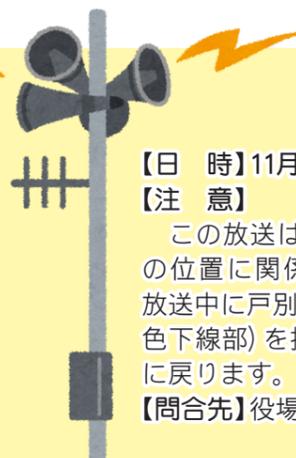
令和5年9月30日現在
▼ 火災件数 3件
▼ 救急件数 444件

全国一斉の

緊急情報の伝達訓練を行います

町では、特別警報の発表や武力攻撃などの緊急時に、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんへお伝えするため、伝達訓練を行います。

各戸に設置している防災行政無線戸別受信機と屋外スピーカーから一斉に放送されます。



【日時】11月15日(水) 11時頃

【注意】

この放送は「緊急放送」ですので、ボリュームの位置に関係なく、**最大音量**で放送されます。放送中に戸別受信機中央の「緊急解除ボタン」（黄色下線部）を押すことで、普段利用している音量に戻ります。

【問合せ先】役場総務係 ☎88-2111